



「どうして“きまり”があるんだろう？」～図書館のきまりで考えよう！～

道徳 **学級** **社会** **総合（キャリア）**

- (1) ねらい ① 子どもに身近なテーマで、法律の条文に触れる。
 ② 法やきまりには、必ず目的・理由があることを知る。
 ③ 法やきまりには書いていない事柄についても、法やきまりの目的・理由が何かを考え、そこから適切な結論を導き出す「法的な考え方」を身につける。
 ④ 法やきまりが自分の権利や自由を守っていることに気付くことで、自発的な規範意識をもつとともに、他者の権利や自由を尊重する心を学ぶ。

- (2) 対象
- 小学校4年生～中学生
 - 地域・保護者の方へのご案内もお願い致します。
 - 学校公開日などで、地域・保護者の方も一緒に参加されると有効です。

- (3) 講師 東京都行政書士会 会員行政書士



- (4) 形式
- 所要時間 1単位（土曜授業可）
 - クラス単位で教室等にて実施します。
 - 複数クラス、学年単位などご相談ください。
- (5) 内容
- 誰もが自由に無料で図書館を利用できるのはなぜ?
 ⇒図書館法に定められているから（法律に触れる）。
 - 図書館でゲームをしてもよい？よくない？それはなぜ?
 ⇒きまりに書いていない事柄について考えてみる（グループワーク）。
 - 図書館とはどんな場所なのかな?
 ⇒図書館法の目的から考える（法に目的があることを知る）。
 - 法やきまりがあるのは何のため?
 ⇒法やきまりが自分の権利を守っていることに気付く。
- ※ グループワークや発表の時間を設け、子どもたちが主体的に関われるような授業構成を工夫しています。
- ※ 子どもの発達段階、学校の要望によって、他のテーマ（契約、著作権、自転車など）での授業も承ります。



- (6) 費用 「無料」

- 東京都行政書士会の事業のため費用はかかりません。
- 事後に、児童・生徒から「感想文」を送っていただきますようお願いします。

- (7) 申込み • 実施日2ヶ月位前まで ⇒ホームページトップページ「申し込みフォーム」から
 講師の方には、当本部から連絡を取させていただきます。
 詳細は、講師の方と学校担当者で打ち合わせてください。

連絡先・東京都行政書士会 墨田支部 電話 03-5600-9106